

春監公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和7年度財務監査（事務監査）の結果（令和8年5月1日付け春監公表第15号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び同条第4項において準用する第23条第3項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和8年5月26日

春日市監査委員 松 尾 英 二  
同 原 克 巳

令和7年度財務監査（事務監査）措置状況報告

【総務部、選挙管理委員会事務局】

1 安全安心課（防犯防災担当）

監査の結果	措置の内容
<p>ア 防犯灯設置費補助金（追加分）の交付決定について、10万円を超え50万円以下の補助金（18節）については部長決裁が必要ですが、課長決裁になっています。</p> <p>イ 防犯灯設置費補助金額の確定について、全て課長決裁になっていますが、部長決裁が必要な起案が含まれています。交付決定に当たっては一括して起案していますが、額の確定に当たっては個別に起案していますので、それぞれの補助金額に応じた決裁権者の決裁が必要です。</p> <p>支出負担行為における決裁権者については、事務決裁規程で確実に確認してください。</p>	<p>文書起案における適正な決裁権者による決裁が行われていないことについては、指摘のとおりでした。</p> <p>原因は決裁区分の確認が不十分であることでした。</p> <p>本件については、その後、適正な決裁権者による決裁を受け、手続きを完了しています。</p> <p>今後は事務決裁規程に基づく決裁権限の確認を徹底し、適正な決裁手続きの徹底を図ります。</p>

2 選挙管理委員会事務局（選挙担当）

監査の結果	措置の内容
<p>福岡県知事選挙に伴う選挙公報等挟み込み及び配布業務に係る委託契約について、起案文書に添付されている仕様書が、契約書にとじ込まれていません。</p> <p>契約で履行すべき内容は、契約書及び仕様書に記載するものです。契約書同様、仕様書も発注者と受注者の合意に基づいて作成されたものと分かるよう確実にとじ込んでください。</p>	<p>既に契約期間満了となっているため、訂正は行いませんが、今後は入札案件契約の製本を行う契約担当との連携を密にし、確実に仕様書をとじ込みます。</p>